

和光市国土強靱化地域計画 (案)

令和3年12月
埼玉県和光市

目 次

第1章 計画の策定趣旨、位置付け

- 1 計画の策定趣旨..... 1
- 2 計画の位置付け..... 1

第2章 和光市における国土強靱化の基本的な考え方

- 1 和光市の概況と災害の記録..... 4
- 2 国土強靱化における本市の担う役割..... 7
- 3 和光市における国土強靱化の基本目標と事前に備えるべき目標..... 7

第3章 計画策定の基本的な考え方

- 1 脆弱性評価の考え方..... 9
- 2 想定するリスクによる被害の伝播の整理..... 9
- 3 リスクシナリオの設定..... 10
- 4 リスクシナリオの発生回避等に向けた評価..... 11

第4章 強靱化に向けた行動（事前に備える目標）

- 1 過去の災害の際に生じた主な課題..... 12
- 2 事前に備える目標別の強靱化に向けた行動..... 12

第5章 施策分野別の強靱化に向けた方針

- 1 施策分野の設定（個別施策分野・横断的分野）..... 21
- 2 施策分野の推進方針..... 23

第6章 地域強靱化の推進に向けて

- 1 地域強靱化に向けた推進体制の確保..... 29

第1章 計画の策定趣旨、位置付け

1 計画の策定趣旨

国においては、平成23年3月に発生した東日本大震災の教訓を踏まえ、平常時から大規模自然災害等様々な危機を想定して備えることが重要であるとの認識のもと、平成25年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下「基本法」という。）を公布・施行し、平成26年6月に同法に基づき国土強靱化に関する国の計画等の指針となる「国土強靱化基本計画」（以下「基本計画」という。）を策定しました。

埼玉県においても、市町村や関係機関の連携の下、県の強靱化に関する施策を総合的、計画的に推進するための地域計画として、平成29年3月に「埼玉県地域強靱化計画」（以下「県地域計画」という。）を策定しました。

和光市では、第五次和光市総合振興計画（以下「市総合計画」という。）において「みんなをつなぐ ワクワクふるさと 和光」を将来都市像として、地域一体となって災害に備える、安心して暮らしやすいまちづくりの推進に取り組んでいるところです。

東日本大震災以降も台風や局地的豪雨などによる被害が発生していることから、大規模自然災害等から市民の生命と財産を守り、地域への致命的な被害を回避し、速やかな復旧復興に資する施策を計画的に推進するために「和光市国土強靱化地域計画」（以下「本地域計画」という。）を策定するものです。

2 計画の位置付け

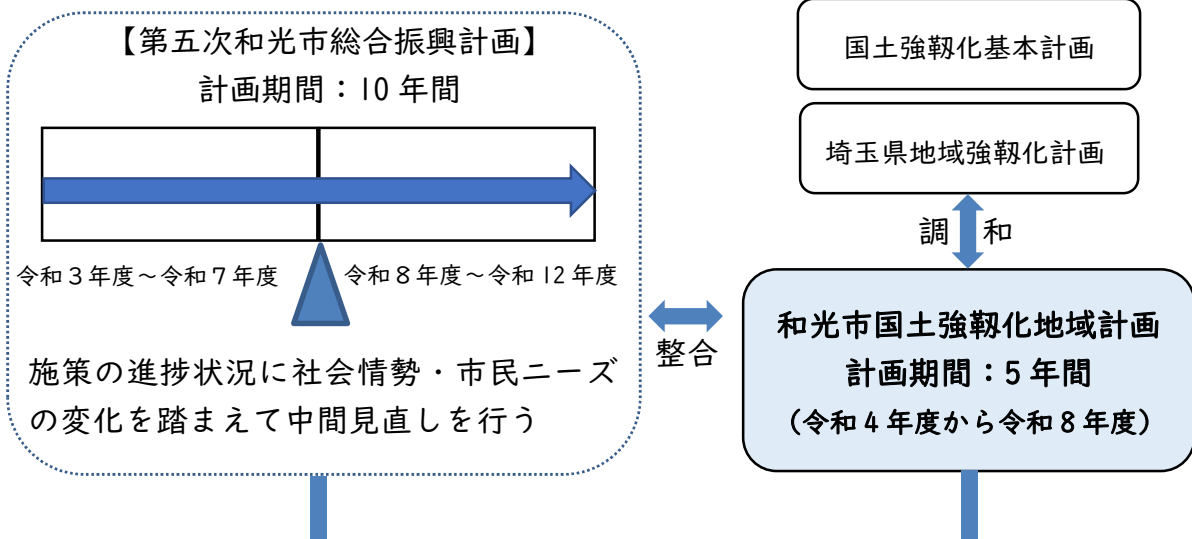
本地域計画は、基本法第13条に基づく国土強靱化地域計画として策定します。また、「基本計画」、埼玉県の「県地域計画」と調和を図ると同時に「市総合計画」における地域防災力の向上などの具体的な施策を計画的に推進する上での指針となる計画として位置づけます。

（1）国土強靱化地域計画と下位計画との関係

国土強靱化地域計画は、市総合計画と並列に位置付け、その下位計画として、総合振興計画実施計画、地域防災計画や公共施設等総合管理計画などの個別分野計画、公共施設マネジメント実行計画や舗装の個別施設計画、橋梁長寿命化修繕計画、小中学校個別施設計画などの個別施設計画を置きます。

国土強靱化地域計画に「明記された事業」については、和光市総合振興計画実施計画において和光市国土強靱化地域計画との関連性を明らかにした事業、下位計画として位置付けた個別施設計画上で列挙されている全ての事業とします。

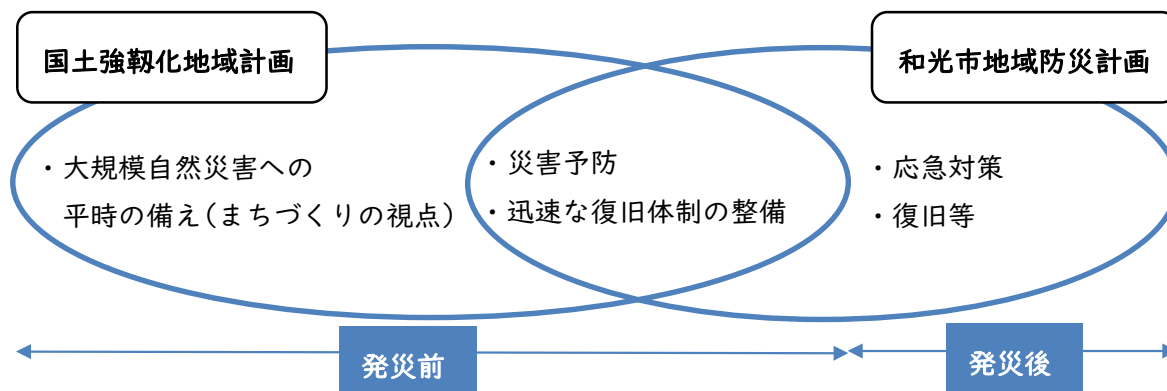
なお、上記で示した「明記された事業」以外についても、本地域計画の趣旨に則って実施する事業は、本地域計画に位置付けられた事業として整理します。



- | | | |
|---------------------|--|--|
| 【総合振興計画実施計画】 | 【個別分野計画】 | 【個別施設計画】 |
| ・総合振興計画実施計画 | <ul style="list-style-type: none"> ・地域防災計画 ・公共施設等総合管理計画 ・都市計画マスタープラン など | <ul style="list-style-type: none"> ・公共施設マネジメント実行計画 ・舗装の個別施設計画 ・橋梁長寿命化修繕計画 ・小中学校個別施設計画 など |

(2) 和光市地域防災計画と国土強靱化地域計画

和光市における防災への取組について定めた計画としては、既に「和光市地域防災計画」（以下「市防災計画」という。）があります。市防災計画は、地震や風水害など、災害の種類ごとに防災に関する業務等を定めるものであり、災害対策を実施する上での予防や発災後の応急対策、復旧等に視点を置いた計画となっています。これに対して本地域計画は、平常時の備えを中心に、まちづくりの視点も合わせたハード・ソフト両面での包括的な計画となります。両者は互いに密接な関係を持ちつつ、それぞれが自然災害の発生前後において必要とされる対応について定めています。



(3) 計画期間

国や埼玉県における強靱化の状況、社会情勢の変化に応じた施策の推進が必要となることから、計画期間は「基本計画」及び「県地域計画」、「市総合計画」を踏まえつつ、5年間（令和4年度から令和8年度まで）とします。なお、本地域計画は事業の進捗や市総合計画、市防災計画の改定等に合わせて必要に応じて計画の見直しを行っていきます。

第2章 和光市における国土強靱化の基本的な考え方

1 和光市の概況と災害の記録

(1) 位置・地形

和光市は、埼玉県最南端、東寄りに位置し、東京への玄関口として、東側は東京都板橋区、南側は東京都練馬区、また、西側を埼玉県朝霞市、北側を埼玉県戸田市に隣接しています。新宿からは13km、池袋からは11km足らずの距離にあります。

和光市は、関東ローム層の上に形成される武蔵野台地の東端にあり、総面積 11.04 km²の地域です。地形は、ほぼ中央から南側にかけて中位段丘である台地が分布し、また、その中を越戸川、谷中川及び白子川が南から北に向かって流下し、新河岸川に合流しています。なお、これらの河川が台地面を浸食し、谷底平野を形成しています。北側には東西の方向に荒川が流れ、河川沿いに低地が発達しています。

和光市の位置、面積及び広ぼう

市役所の位置				面積	広ぼう	
所在地	経度	緯度	海拔		東西	南北
広沢1番5号	139° 36' 21"	35° 46' 52"	40.71m	11.04km ²	2.5km	4.9km

(2) 地質

台地面は、南部では約40m、北部では約30mの標高をもち、南部から北部へとゆるやかに傾斜しています。なお、台地面（段丘）、台地周辺部の急崖（段丘崖）及び台地面上に分布する浅い凹地で構成されています。台地面上は、地表から、武蔵野ローム層（3～10m）、武蔵野礫層（数10cm～5m）、砂やシルト、礫等からなる東京層が分布しています。段丘崖における下部の東京層は、粘土質で水を通しにくく、その上部の武蔵野礫層が水を通しやすいため、段丘崖のあちこちで武蔵野礫層の付近から地下水が湧出しています。浅い凹地は船底型で、直接武蔵野ローム層が露出し、浸食されたロームが凹地の底に堆積します。

(3) 気象

気候は、典型的な東日本の太平洋型の気候で、台風などによる自然災害も少なく、年間平均気温は15.8度、最高気温は38度前後です。降水量は月平均で100mmを超え、降雪は数えるほどです。

(4) 人口

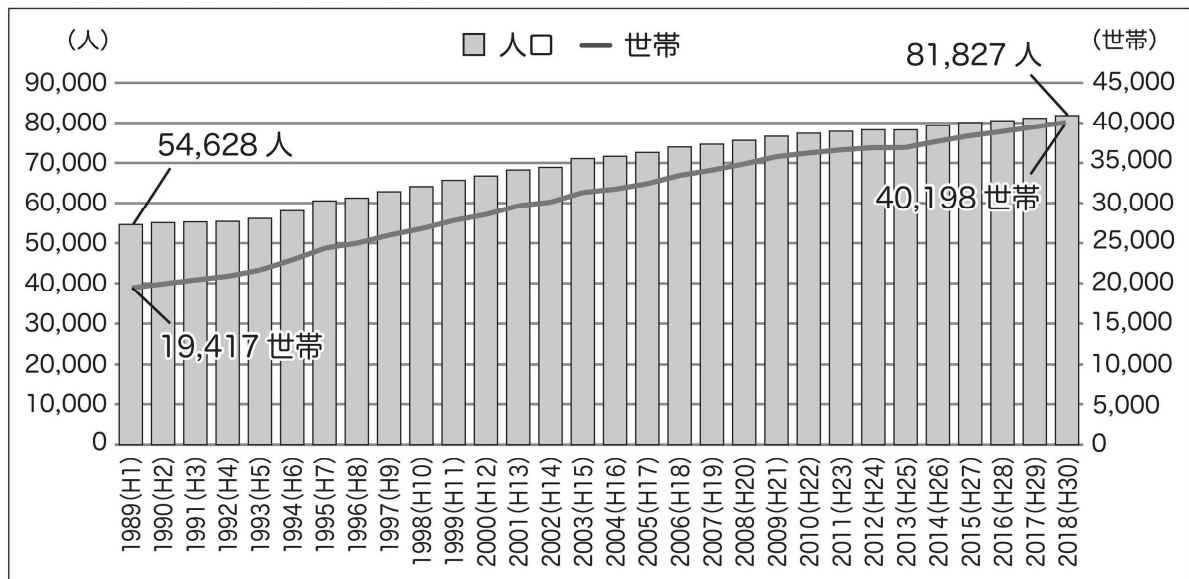
和光市の総人口は、平成元（1989）年の54,628人から、ここ30年間で約27,200人増加し、平成30（2018）年には81,827人となっています。

世帯数は、平成元（1989）年に19,417世帯であったのが、平成30（2018）年には40,198世帯となり、ここ30年間で倍増しています。

年齢3区分別人口を見ると、年少人口（0～14歳）及び生産年齢人口（15～64歳）

が占める割合が減少する一方で、老年人口（65歳以上）が占める割合が年々増加しています。

図：和光市の人口・世帯数の推移



資料：住民基本台帳（各年3月31日現在）

（5）産業

農業：昭和30年代後半からの急激な都市化により、農業人口、耕地面積が年々減少しています。

商業：和光市駅南口の整備によって、大型店舗や小売店の進出により、都心や周辺地域への市民の購買力流出が抑制されました。

工業：昭和30年後半から昭和40年代のいわゆる高度成長期に、事業所数が増加しました。しかし、昭和47年をピークに事業所数は減少し始めています。市内に立地する事業所は中小企業が圧倒的に多いですが、一方で特定国立研究開発法人理化学研究所など国内でも有数の研究施設が立地しています。

（6）交通・物流

鉄道：和光市駅には、3つの路線、東武東上線・東京メトロ有楽町線・東京メトロ副都心線（東急東横線・横浜高速鉄道みなとみらい線直通）が相互に乗り入れています。東京メトロ有楽町線・副都心線は、和光市駅が始発駅となっています。

バス：市域には、民間路線バスのほか、平成5年2月から運行している和光市内循環バスがあります。

道路：市内には、重要な幹線道路である国道254号（川越街道）と県道練馬川口線が縦横に行き来するほか、東京外かく環状道路が市内を縦断し、和光インターチェンジと和光北インターチェンジの2か所があります。

(7) 災害の記録

風水害被害

発生年月日	原因	被害概要
1766.7	—	①浸水：滝河原耕地の田畑（堤防、約 60m 破堤） ②満水：白子川
1800.	大雨	①堤防決壊：上新倉の三ツ俣、大野前、雑丹袋 ②満水：荒川
1885.7.1	洪水	堤防決壊：荒川との合流点付近の越戸川、数力所
1890.8	豪雨	①堤防決壊：荒川 ②浸水：新倉村、家屋 9 戸、田地 20%、畑地 8% 白子村、家屋 16 戸
1910.8	梅雨前線	①氾濫：荒川、新河岸川 ②浸水：新倉村、田地（堤防決壊による。）
1945.9	カスリーン台風 （台風第 9 号）	市街地・農村を問わず広域にわたり家屋損壊等甚大な被害
1958.9.26	狩野川台風（台 風第 22 号）	①家屋損壊：全壊 11 戸、半壊 14 戸家屋破損の 85%は土砂崩れ・ 崖崩れ、白子川の出水による損壊 3 戸 ②浸水：床上浸水 219 戸、床下浸水 179 戸 浸水域は、荒川低地の沖積平野、越戸川と谷中川合流点 上流部から下流にかけての谷底平野及び白子川の三園橋 から東埼橋の間等 ③橋梁損壊：白子橋、子安橋、柿ノ木橋等
1966.6.28	台風第 4 号	①家屋損壊：全壊 2 戸 ②浸水：床上浸水 10 戸、床下浸水 161 戸 向和会・二三栄会（20 戸）、日之出住宅（25 戸）、わだ ち会（50 戸）をはじめ、金泉寺前、和光市駅前、北口会、 向原自治会等で床下浸水（浸水域は狩野川台風の浸水域と ほぼ同じ） ③道路決壊：2 箇所 ④橋の流出：3 箇所 ⑤崖崩れ：8 箇所（天理教白子分教会下、白子川下、市場下、 新倉の下井戸バス停等）
1966.9.24	台風第 26 号	①家屋損壊：半壊 12 戸、一部破損 80 戸、非住家 18 戸 ②浸水：床下浸水 9 戸、③道路冠水：6 箇所 ④道路不通：4 箇所、⑤崖崩れ 1 箇所
1969.9.2	集中豪雨	①浸水：床下浸水 43 戸（矢島川付近、向原付近、わだち会の一部、 白子坂下、和光市駅前、白子南郵便局等（うち、日之出住宅 26 戸）） ②崖崩れ：清水住宅、牛房等
1982.9.13	台風第 18 号	浸水：床上浸水 190 戸等（住家 128 戸、共同住宅 58 世帯、店舗 4 戸）、（浸水域：白子川中流部の成和橋～白藤橋～成増橋付 近、白子川下流左岸等） 床下浸水 77 戸（住家 35 戸、共同住宅 7 世帯、店舗 6 戸、工 場 29 棟）、（浸水域：白子川 3 丁目付近、午王山南側の県道新 倉蕨線沿い等）
2005.9.4	集中豪雨	①浸水：床上浸水 26 戸、床下浸水 14 戸 ②擁壁倒壊：1 箇所
2014.6.25	集中豪雨	①浸水：床上浸水 31 戸、床下浸水 31 戸 ②道路冠水：8 箇所 ③自動車浸水：4 台
2019.10.13	令和元年東日本 台風(台風第 19 号)	崖崩れ：白子三丁目（寺の上-2）

地震被害

発生年月日	原因	被害概要
1923.9.1	関東地震 (関東大震災)	①新倉村：全壊1戸(坂下)、半壊1戸(新倉) ②白子村：全壊2戸
2011.3.11	東北地方太平洋沖 地震(東日本大震 災)	和光市の震度は、震度5弱 公共施設の一部に天井の破損や外壁の亀裂

2 国土強靱化における本市の担う役割

本市は、先述のとおり、道路ネットワーク上の要衝となっています。本市の道路ネットワークがより強靱なものになることは、災害時の救援物資の収集・搬入などを含む広域的な強靱化にも繋がり、国全体の強靱化に資することになります。

また、和光市駅は、都県境で相互乗り入れしている路線が多いという特性から、和光市駅以北の埼玉県民の出勤・帰宅の経路地点となっております。本市が帰宅困難者対策を含めた強靱化の取組を進めることにより、広く埼玉県の強靱化に資することになります。

このように、本市の国土強靱化の取組は、市民の安心・安全を高めることに留まらず、広域的な国土強靱化のための取組であるといえます。

3 和光市における国土強靱化の基本目標と事前に備えるべき目標

平成26年度に実施された和光市地震被害想定調査では、最も影響が大きいと考えられる東京湾北部地震が発生した場合、本市の広範囲で震度6強の揺れが想定されます。

過去の災害から得られた教訓を踏まえ、市防災計画の見直し等、様々な対策を進めてきました。今後は、必要な事前の防災及び減災、その他迅速な復旧・復興に資する施策を総合的かつ計画的に実施していくことが重要となっております。また、高度経済成長期以降に集中的に整備したインフラは、老朽化が進んでおり、長寿命化や計画的な更新により、機能を適切に維持していく必要があります。

このようなことから、大規模自然災害が発生しても市民の生命、財産を守り、経済社会活動に致命的な被害を負わない「強さ」と、速やかに回復する「しなやかさ」を兼ね備えることで、生活の安全がしっかりと確保され、安心して暮らし続ける社会の形成を目指すこととします。

(1) 基本目標

和光市の強靱化を進めるにあたっては、基本計画及び県地域計画に位置づけられた国土強靱化の推進における4つの基本目標を踏まえて、次の4つを基本目標に位置づけ、関連施策を推進します。

【4つの基本目標】

- I 市民の生命を最大限守ること
- II 地域社会の重要な機能を維持し、生活・経済への影響をできる限り軽減すること
- III 市民の財産及び公共施設の被害をできる限り軽減すること
- IV 迅速な復旧・復興を可能とする備えをすること

(2) 事前に備える目標（行動目標）

基本計画及び県地域計画を踏まえ、和光市の強靱化を推進するために必要な事項として、事前に備える目標を次のとおり設定します。

【事前に備える目標（行動目標）】

- 1 圧死、焼死、救出不能に伴う死亡等の直接死を防ぐ
- 2 被害者等の健康・避難生活環境を確実に確保する
- 3 市の行政機能を確保する
- 4 市の情報通信機能を確保する
- 5 経済活動の機能を維持する
- 6 ライフライン、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる
- 7 二次災害を発生させない
- 8 大規模自然災害被災後でも迅速な再建・回復ができるようにする

第3章 計画策定の基本的な考え方

1 脆弱性評価の考え方

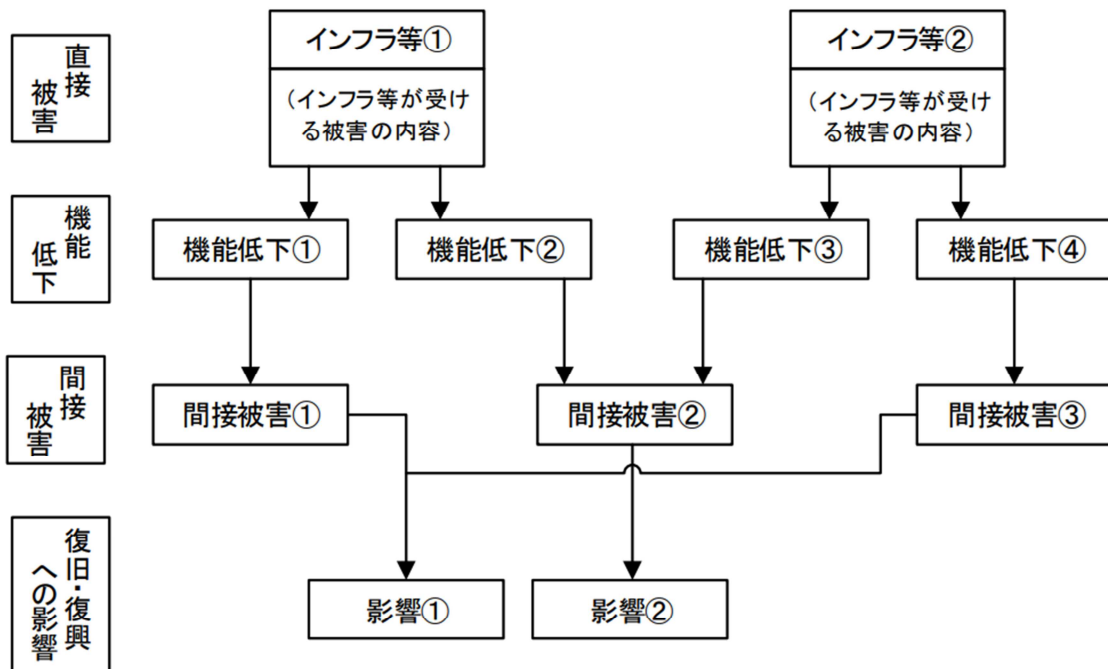
基本計画では、基本法第17条第1項の規定に基づき、大規模自然災害等に対する脆弱性の分析・評価（以下「脆弱性評価」という。）の結果を踏まえ、国土強靱化に必要な施策の推進方針が定められています。

和光市における大規模自然災害等に対する脆弱性評価は、大規模自然災害による甚大な被害を回避するために、現行の施策の網羅状況を評価し、どこに脆弱性があるのかを明らかにするために実施するものです。

その上で、その事態の発生回避・被害軽減に資する現在の和光市の取組を把握し、方向性を評価しました。

2 想定するリスクによる被害の伝播の整理

想定するリスクによる被害の伝播を把握するため、大規模自然災害による被害の伝播を整理するフローを記載します。大規模自然災害による被害をインフラ等の直接被害、機能低下、間接被害及び復旧・復興への影響の4段階に分け、インフラ等が災害から受ける直接的な被害を起点として、そこから派生する被害、広域的な被害や大規模な被害の流れを示します。



3 リスクシナリオの設定

本地域計画は基本計画や県地域計画と調和を保つことが必要であることから、両計画で設定されたリスクシナリオから和光市におけるリスクシナリオの設定を検討しました。和光市においては、8つの事前に備えるべき目標と20のリスクシナリオを次のとおり設定します。

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	
1	圧死、焼死、救出不能に伴う死亡等の直接死を防ぐ	1-1	建築物等の倒壊及び大規模盛土造成地の滑動・崩落により、多数の死者・負傷者等が発生する事態
		1-2	火災により、多数の死者・負傷者が発生する事態
		1-3	災害対応の遅延等により、多数の要救助者・行方不明者が発生する事態
2	被害者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1	食料や日用品、燃料等の物資が大幅に不足する事態
		2-2	救助・捜索活動が大量に発生し、遅延する事態
		2-3	大量の帰宅困難者が発生し、多数の家族が分断される事態
		2-4	ライフラインの長期停止等により、地域の衛生状態が悪化する事態
		2-5	地域活動の担い手不足等により、避難所等の生活環境が悪化する事態
3	市の行政機能を確保する	3-1	市の行政機能が低下する中で応急対応行政需要が大量に発生する事態
4	市の情報通信機能を確保する	4-1	情報の正確性の低下等により、誤った情報が拡散する事態
5	経済活動の機能を維持する	5-1	農業・産業の生産力が大幅に低下する事態
6	ライフライン、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	6-1	取水停止等により、給水停止が長期化する事態
		6-2	汚水処理の長期間停止等により、汚水が滞留する事態
		6-3	沿線建築物の倒壊等により、道路・線路が閉塞する事態
7	二次災害を発生させない	7-1	消火力低下等により、大規模延焼が発生する事態
8	大規模自然災害被災後でも迅速な再建・回復ができるようにする	8-1	大量に発生する災害廃棄物・産業廃棄物等の処理が停滞する事態
		8-2	広域かつ長期的な浸水被害が発生する事態
		8-3	市内の基盤インフラの崩壊等により、復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-4	土地利用の混乱に伴う境界情報の消失等の荒廃地が大幅に増加する事態
		8-5	耕作放棄地等の荒廃地が大幅に増加する事態

4 リスクシナリオの発生回避等に向けた評価

(1) 評価の方法

リスクシナリオごとに、過去の災害の記録等をもとに、その事態の具体的状況の例、その事態を引き起こす要因、その事態の後に起こり得る事態、また、その事態の発生回避・被害軽減に資する現在の取組のうち市の取組を中心に抽出し、その内容を整理しました。これらを踏まえ、20のリスクシナリオについて、発生回避・被害軽減に向けた取組の方向性を評価します。

(2) 評価の結果

- 防災・減災対策など、強靱化に資する取組については、すでに実施されているものもありますが、さらに対策を進めていく必要があります。本地域計画に掲げる基本目標を達成し、強靱な地域づくりを実現するために、ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせ、施策を推進する必要があります。
- 強靱化の取組において、個々の施策の実施主体は、市だけでなく国や県、民間事業者・団体など多岐にわたることから、各実施主体との情報共有や各主体間の連携を強化する必要があります。
- 被害の未然防止又は低減を図るために、市民一人一人の防災意識を高め、災害対応力の強化により一層取り組む必要があります。

第4章 強靱化に向けた行動（事前に備える目標）

1 過去の災害の際に生じた主な課題

（1）地震

平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、日本観測史上最大のマグニチュード9.0を記録し、東北地方を中心とする津波の被害で1万5千人を超える死者が発生したほか、多くの負傷者、行方不明者や建物被害、火災、原子力発電所の損傷等の甚大な被害が生じました。和光市においては、電力供給量の逼迫による計画停電や鉄道の運行停止などの影響による帰宅困難者の混乱等多くの課題が生じました。

平成30年6月に発生した大阪北部を震源とする地震をはじめ過去の地震においてもブロック塀等の倒壊によって犠牲者が発生しており、市民の生命を守ることが重要であります。

（2）風水害

令和元年9月9日に関東地方に上陸した令和元年房総半島台風（台風第15号）は、暴風により千葉県を中心に甚大な被害をもたらし、道路の寸断や通信設備の損傷により被害状況が把握できずに支援が遅れたほか、電気設備の損傷等により停電と断水が長期化し、その対策が課題となりました。

同年10月12日に関東地方に上陸した令和元年東日本台風（台風第19号）では、関東や甲信、東北地方を中心に記録的な大雨となり、多くの河川が氾濫して甚大な被害をもたらしました。和光市においては、土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）で崖崩れが発生し、崖地近接等危険住宅対策や治水対策のほかに市民への避難情報の周知、避難行動や避難所運営のあり方等が課題となりました。

2 事前に備える目標別の強靱化に向けた行動

事前に備える目標（行動目標）別に、目標実現を阻害する「リスクシナリオ」を発生させないための主な取組を整理した上で、重点的に推進する「強靱化に向けた主な行動」を示します。

(1) 圧死、焼死、救出不能に伴う死亡等の直接死を防ぐ

ア 目標の実現を阻害する「リスクシナリオ」

1	圧死、焼死、救出不能に伴う死亡等の直接死を防ぐ	1-1	建築物等の倒壊及び大規模盛土造成地の滑動・崩落により、多数の死者・負傷者等が発生する事態
		1-2	火災により、多数の死者・負傷者が発生する事態
		1-3	災害対応の遅延等により、多数の要救助者・行方不明者が発生する事態

イ 強靱化に向けた主な取組

- ・ 消防体制を強化し、被害の発生抑制・軽減
- ・ 住宅・建築物等の耐震化等の促進
- ・ 土砂災害特別警戒区域内の危険住宅除却の促進
- ・ 宅地耐震化推進事業の促進
- ・ 災害情報の共有と市民への適切な提供
- ・ 災害対応力の向上

ウ 強靱化に向けた主な行動

- ・ 埼玉県南西部消防本部との連携強化を図ります。【危機管理室】
- ・ 消防団員の確保、防災施設・資機材の整備等、消防団体制を強化し、地域の消防力強化を図ります。【危機管理室】
- ・ 耐震性の低い住宅・建築物及び付属する塀の耐震化を推進し、住宅の倒壊による直接の人的被害、他の建物への二次的被害の防止・軽減を図ります。【建設部】
- ・ 宅地耐震化推進事業にて大規模盛土造成地の変動予測調査及び対策工事を行うことで、大規模盛土造成地内及び保全対象地内における直接の人的被害、建物への二次被害の防止・軽減を図ります。【建設部】
- ・ がけ地近接等危険住宅除却事業にて土砂災害特別警戒区域内の危険住宅の除却を推進し、危険住宅の倒壊による直接の人的被害、他の建物への二次的被害の防止・軽減を図ります。【建設部】
- ・ 公共施設マネジメントに関する個別施設計画に基づき、施設統廃合や耐震化を進め、適切な維持管理を推進します。【企画部】
- ・ 社会教育施設及び社会体育施設について、耐震化を進めます。特に、市の防災拠点となる施設の耐震化を促進します。また、天井など非構造部材の落下防止対策や、老朽化対策等も進めます。【教育委員会】
- ・ 情報伝達手段として、防災行政無線をはじめ、緊急速報メールや和光市防災・防犯情報メール、ホームページ、SNS等様々な媒体の活用を推進し、事象に応じた災害情報を確実に伝達する取組を進めます。【危機管理室】
- ・ 災害時における地域の助け合いや住民協力による災害対応、被害者の精神的な安定につながる地域コミュニティの役割の向上のため、平時から関係づくりを支援

します。【市民環境部】

- ・地域ごとの特性や災害の種類を考慮した防災訓練を行うとともに、各地域における自主的な防災体制の充実を図ります。【危機管理室】
- ・行政職員・教職員等の意識と能力向上を図るため、職員の防災教育を充実させます。【危機管理室・教育委員会】

(2) 被害者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

ア 目標の実現を阻害する「リスクシナリオ」

2	被害者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1	食料や日用品、燃料等の物資が大幅に不足する事態
		2-2	救助・捜索活動が大量に発生し、遅延する事態
		2-3	大量の帰宅困難者が発生し、多数の家族が分断される事態
		2-4	ライフラインの長期停止等により、地域の衛生状態が悪化する事態
		2-5	地域活動の担い手不足等により、避難所等の生活環境が悪化する事態

イ 強靱化に向けた主な取組

- ・ 物資、資機材の備蓄、調達体制の整備
- ・ 災害時医療体制の確保
- ・ 消防力等の発揮による被害の発生抑制・軽減

ウ 強靱化に向けた主な行動

- ・ 避難者に対し食料・飲料水・生活必需品等を速やかに供給するため、計画的な備蓄品の管理を行います。【危機管理室】
- ・ 救援・支援活動や物資輸送活動等の緊急輸送を円滑に行うために、国や県と連携して、緊急輸送道路（緊急輸送道路をまたぐ道路橋や鉄道橋を含む。）の強化を推進します。【建設部】
- ・ AEDの設置を推進するとともに、その取扱いを含む応急手当の正しい知識と技術の習得のための講習会等の受講促進を図ります。【危機管理室・総務部】
- ・ 朝霞地区四市、朝霞地区医師会及び朝霞地区歯科医師会などとの連携協力を強化します。【保健福祉部】
- ・ 市と駅周辺の関係機関等がそれぞれの取組に係る情報を共有する横断的な協力体制（「和光市駅周辺混乱防止対策情報連絡会」）を推進します。【危機管理室】
- ・ 学校・保育園等は、乳幼児・児童・生徒等の引き取りが困難な場合や帰宅が困難な場合に備えるため、飲料水・食料等の備蓄や災害マニュアル作成など体制整備に努めます。【子どもあんしん部・教育委員会】
- ・ 避難場所・被災地区での感染症の発生予防、蔓延防止のため、平常時から保健所と連携し、予防接種を促進するとともに、避難所における感染症予防体制の整備を推進します。【保健福祉部】

(3) 市の行政機能を確保する

ア 目標の実現を阻害する「リスクシナリオ」

3	市の行政機能を確保する	3-1	市の行政機能が低下する中で応急対応行政需要が大量に発生する事態
---	-------------	-----	---------------------------------

イ 強靱化に向けた主な取組

- ・ 防災活動拠点等の強化
- ・ 行政機関の業務継続体制の整備
- ・ 防災知識の普及啓発

ウ 強靱化に向けた主な行動

- ・ 庁舎や学校、道路、公園、上下水道などについて、計画的に点検・診断や修繕・更新等を実施します。【企画部、総務部、建設部、上下水道部、教育委員会】
- ・ 災害時に迅速かつ的確な対応を行うため、研修・訓練により職員の災害対応能力の向上を図るとともに、大規模自然災害時に優先すべき業務やそれぞれの業務の補完体制、災害時に最低限必要な人員の確保等について検討を進めます。【危機管理室】
- ・ 自治体間等で相互に災害応急対策等の協力が積極的に得られるよう、広域的な協定の締結を推進するなど、連携強化を図ります。【危機管理室】
- ・ 避難所の運営について、現行マニュアルを運用し、訓練や実践を通じて得られた課題から適宜修正しながら地域や学校の協力を得て、円滑に運営できるよう進めます。【危機管理室】

(4) 市の情報通信機能を確保する

ア 目標の実現を阻害する「リスクシナリオ」

4	市の情報通信機能を確保する	4-1	情報の正確性の低下等により、誤った情報が拡散する事態
---	---------------	-----	----------------------------

イ 強靱化に向けた主な取組

- ・ 情報通信ネットワークの整備
- ・ 災害時における外国人の安全確保

ウ 強靱化に向けた主な行動

- ・ 情報通信ネットワーク設備を継続的に平常時から管理・点検するとともに、情報システムの耐災害性の向上とバックアップ強化を図ります。【総務部】
- ・ 外国人に配慮した言語による情報発信等の取組を進めます。【総務部】

(5) 経済活動の機能を維持する

ア 目標の実現を阻害する「リスクシナリオ」

5	経済活動の機能を維持する	5-1	農業・産業の生産力が大幅に低下する事態
---	--------------	-----	---------------------

イ 強靱化に向けた主な取組

- ・ 平常時からの産業創出、農業生産の確保
- ・ 産業機能の維持
- ・ 農業・産業を担う人材の育成・確保

ウ 強靱化に向けた主な行動

- ・ 災害時の協力体制の充実を図るため、協定締結先の拡大に努め、企業や団体との防災に関するネットワーク構築を図ります。【危機管理室、企画部、市民環境部】
- ・ 農業従事者数が年々減少しているため、認定農業者などの担い手を育成及び確保していきます。【市民環境部】

(6) ライフライン、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

ア 目標の実現を阻害する「リスクシナリオ」

6	ライフライン、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	6-1	取水停止等により、給水停止が長期化する事態
		6-2	汚水処理の長期間停止等により、汚水が滞留する事態
		6-3	沿線建築物の倒壊等により、道路・線路が閉塞する事態

イ 強靱化に向けた主な取組

- ・ ライフラインの災害対応力強化と早期復旧
- ・ エネルギーの供給源の安定化
- ・ 下水等の適切な処理と施設の災害対応力の強化
- ・ 道路ネットワークの整備の確保
- ・ 道路施設の耐震化等による安全性の向上

ウ 強靱化に向けた主な行動

- ・ 災害時にも安全な水道水を安定供給できるよう水道施設の改築や配水管の耐震化を進めます。【上下水道部】
- ・ 汚水処理施設等の機能停止に伴う公衆衛生問題や感染症の発生を防止するため、生活排水対策等の推進を図ります。【上下水道部、市民環境部】
- ・ 防災活動拠点等へのアクセス確保のため、道路等を整備します。【建設部】
- ・ 安全・安心な市街地を形成するため、土地区画整理事業や街路事業、公園事業を推進します。【建設部】
- ・ 救助、避難、物資輸送を閉塞させないために、長寿命化・耐震化、浸水対策などの対策により幹線道路の交通網の確保対策を図ります。【建設部】

(7) 二次災害を発生させない

ア 目標の実現を阻害する「リスクシナリオ」

7	二次災害を発生させない	7-1	消火力低下等により、大規模延焼が発生する事態
---	-------------	-----	------------------------

イ 強靱化に向けた主な取組

- ・災害に強いまちづくり
- ・災害対応力の強化

ウ 強靱化に向けた主な行動

- ・被害を最小限に止めるため、計画的に耐震性の向上を図るとともに、代替性の確保等により、総合的に機能の確保を図ります。【企画部、総務部、市民環境部、保健福祉部、子どもあんしん部、建設部、上下水道部、教育委員会】
- ・災害時の救助活動拠点や防災拠点となる防災施設、消防施設等の整備や耐震化等を進めるとともに、災害対応力強化のための体制、装備資機材の充実強化を図ります。【危機管理室】
- ・災害時に自分の命や財産は自ら守り、住んでいる地域は近隣住民みんなて守るという自助・共助の意識を高めるための啓発を行っていきます。【危機管理室】

(8) 大規模自然災害被災後でも迅速な再建・回復ができるようにする

ア 目標の実現を阻害する「リスクシナリオ」

8	大規模自然災害被災後でも迅速な再建・回復ができるようにする	8-1	大量に発生する災害廃棄物・産業廃棄物等の処理が停滞する事態
		8-2	広域かつ長期的な浸水被害が発生する事態
		8-3	市内の基盤インフラの崩壊等により、復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-4	土地利用の混乱に伴う境界情報の消失等の荒廃地が大幅に増加する事態
		8-5	耕作放棄地等の荒廃地が大幅に増加する事態

イ 強靱化に向けた主な取組

- ・ 応急復旧の体制整備
- ・ 災害廃棄物の適正処理の推進
- ・ 発災前からの都市の復興への備え
- ・ 農業生産基盤等の整備

ウ 強靱化に向けた主な行動

- ・ 平常時から廃棄物の資源化とリユースを促進します。【市民環境部】
- ・ 県や関係機関等と連携し、災害廃棄物を迅速かつ適切に処理するための体制を整備します。【市民環境部】
- ・ 正確な情報を入手し、正しい知識に基づいて判断し行動することで被害が軽減される場合も多いため、ハザードマップの提供や避難訓練の実施等により正しい知識を普及します。【危機管理室】
- ・ 道路や歩道橋等対策が必要となる箇所を早期発見のため、パトロールや点検を推進します。【建設部】
- ・ 自治体間等で相互に災害応急対策等の協力が積極的に得られるよう、広域的な協定の締結を推進するなど、連携強化を図ります。【危機管理室】
- ・ 内水対策として、土地利用を計画的に規制するなど、水害対策にとって重要な保水機能を保全すべき農地・空き地等のオープンスペースの適切な保全推進に努めます。【建設部】
- ・ 耕作放棄地対策として、農地利用の最適化や多面的機能を発揮するよう努めます。【市民環境部】

第5章 施策分野別の強靱化に向けた方針

1 施策分野の設定（個別施策分野・横断的分野）

基本計画及び県地域計画においては、12の個別施策分野と3つの横断的分野が設定され評価が行われましたが、和光市においては、これを参考に9つの個別施策分野と1つの横断的分野を設定します。

個別施策分野

(1) 行政機能・防災・消防等

(2) 住宅・都市

(3) 福祉

(4) 交通

(5) 農業

(6) ライフライン

(7) 教育

(8) 環境

(9) 土地利用

横断的分野

(10) リスクコミュニケーション

■施策分野と20のリスクシナリオの関係

	施策分野									
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
	行政機能・ 防災・消防等	住宅・都市	福祉	交通	農業	ライフライン	教育	環境	土地利用	リスクコミュニケーション
1-1 建築物等の倒壊及び大規模盛土造成地の滑動・崩落により、多数の死者・負傷者等が発生する事態	○	○	○				○			○
1-2 火災により、多数の死者・負傷者が発生する事態	○	○	○				○			○
1-3 災害対応の遅延等により、多数の要救助者・行方不明者が発生する事態	○			○						○
2-1 食料や日用品、燃料等の物資が大幅に不足する事態	○			○		○				○
2-2 救助・捜索活動が大量に発生し、遅延する事態	○	○	○	○						○
2-3 大量の帰宅困難者が発生し、多数の家族が分断される事態										○
2-4 ライフラインの長期停止等により、地域の衛生状態が悪化する事態			○			○		○		○
2-5 地域活動の担い手不足等により、避難所等の生活環境が悪化する事態	○	○	○					○		○
3-1 市の行政機能が低下する中で応急対応行政需要が大量に発生する事態	○	○	○	○		○	○			○
4-1 情報の正確性の低下等により、誤った情報が拡散する事態	○									○
5-1 農業・産業の生産力が大幅に低下する事態				○	○					○
6-1 取水停止等により、給水停止が長期化する事態					○	○				○
6-2 汚水処理の長期間停止等により、汚水が滞留する事態						○				○
6-3 沿線建築物の倒壊等により、道路・線路が閉塞する事態		○								○
7-1 消火力低下等により、大規模延焼が発生する事態	○	○		○						○
8-1 大量に発生する災害廃棄物・産業廃棄物等の処理が停滞する事態								○		○
8-2 広域かつ長期的な浸水被害が発生する事態		○								○
8-3 市内の基盤インフラの崩壊等により、復旧・復興が大幅に遅れる事態				○						○
8-4 土地利用の混乱に伴う境界情報の消失等の荒廃地が大幅に増加する事態		○			○				○	○
8-5 耕作放棄地等の荒廃地が大幅に増加する事態					○				○	○

2 施策分野の推進方針

(1) 行政機能・防災・消防等

- 消防力の発揮による被害の発生抑制・軽減【危機管理室】
 - ・埼玉県南西部消防本部との連携強化を図ります。
 - ・消防団員の確保に努め、消防団体制を強化していきます。
 - ・大規模災害を含む危機事案に対処できる必要な基礎知識を習得するため、職員を対象とした研修や訓練を実施します。
 - ・災害時に迅速かつ的確な対応を行うため、マニュアル策定等による災害対応業務の標準化を推進します。
 - ・避難所の運営について、現行のマニュアルを運用し、訓練や実践を通じて得られた課題から適宜修正しながら地域や学校の協力を得て、円滑に運営できるように進めます。
- 防災拠点機能の確保【総務部、危機管理室】
 - ・大規模自然災害発生時に防災拠点となる公共施設について、耐震化等を着実に進めるとともに、停電時に備え、非常用発電機の整備や必要な燃料の確保を図ります。
 - ・老朽化が進行している和光消防署白子分署について、市北側エリアへの移設検討を進めます。
- 災害情報の共有と市民への適切な提供【総務部、企画部、危機管理室】
 - ・市が発令する避難指示等の災害情報を市ホームページに掲載します。
 - ・市民への情報伝達手段として、防災行政無線をはじめ、緊急速報メールや和光市防災・防犯情報メール、ホームページ、SNS等様々な媒体の活用を推進し、事象に応じた災害情報を確実に伝達する取組を進めます。
 - ・外国人住民向けに、行政情報や生活情報などについて、多言語ややさしい日本語などによる分かりやすい情報提供に努めます。
- 物資、資機材等の備蓄、調達体制の整備【危機管理室】
 - ・避難者に対し食料・飲料水・生活必需品等、計画的な備蓄品の管理を行います。
 - ・新倉防災倉庫など、防災施設の計画的な更新を行います。
 - ・災害用資材の整備を進めます。
- 広域連携体制の整備【企画部、危機管理室】
 - ・市の対応能力を超える大規模災害に備え、地方公共団体間の相互応援体制や関係機関との協力体制を構築します。
 - ・大規模災害時に、住民の迅速かつ的確な避難を可能とするため、市の区域を越えた広域避難ができるよう、市区町村間の連携を図りながら避難方法等の仕組みづくりを促進します。
- 復旧・復興を担う人材の育成・体制の構築【市民環境部】
 - ・災害時における地域の助け合いや住民協力による災害対応、被害者の精神的な安定につながる地域コミュニティの役割の向上のため、平時からの関係づくりを支援します。

○防災意識の啓発【危機管理室、教育委員会】

- ・地震・洪水や土砂災害などの各種ハザードマップ等を活用し、市民の防災意識を醸成します。また、学校においては、発達段階に応じた防災教育を行います。
- ・地域ごとの特性や災害の種類を考慮した防災訓練を行うとともに、各地域における自主的な防災体制の充実を図ります。
- ・災害時に自分の命や財産は自ら守り、住んでいる地域は近隣住民みんなで守るという自助・共助の意識を高めるための啓発を行っていきます。
- ・自主防災組織などの活動援助を行っていきます。

(2) 住宅・都市

○住宅・建築物及び付属する塀の耐震化等の促進【企画部、総務部、危機管理室、保健福祉部、子どもあんしん部、教育委員会、建設部】

- ・公共施設マネジメントに関する個別施策計画に基づき、公共建築物の耐震化を進め、適切な維持管理を図ります。
- ・和光市小中学校個別施設計画に基づき、既存学校施設及び設備の老朽化や快適な環境整備に対応した改築工事や長寿命化改修工事を検討していきます。
- ・保育所や社会福祉施設等について、計画的に耐震化を進めます。
- ・防災施設の計画的な更新を行います。
- ・消火栓、防火水槽などの適正配置を図ります。
- ・ブロック塀の安全対策について、周知啓発を行っていきます。

○市街地整備の促進【建設部】

- ・土地区画整理事業により、駅前広場、道路及び公園等の公共施設並びに宅地の整備を行い、地域の防災性・安全性の向上を図り、良好な居住環境を形成します。
- ・市街地再開発事業により、安全で快適な都市環境整備を推進します。

○災害に強いまちづくり【危機管理室、建設部】

- ・公園施設について、引き続き、定期的な点検及び修繕を行い、全ての施設が安全に利用できるよう、整備及び維持管理に努めます。
- ・耐火性の高い建築物への建て替えの促進によるまちの不燃化の推進、延焼遮断帯の形成に資する都市計画道路の整備を推進します。
- ・災害時において指定緊急避難場所として活用される身近な公園を適切に維持管理し、火災延焼に強いまちづくりを推進します。
- ・災害に強いまちづくりを進めるため、地域防災拠点建築物整備緊急促進事業を推進します。
- ・宅地耐震化推進事業にて変動予測調査を行い、その結果、滑動・崩落のおそれがある大規模盛土造成地について対策工事を行うことで、大規模盛土造成地内及び保全対象地内における被害の防止・軽減を図ります。
- ・がけ地近接等危険住宅除却事業により土砂災害特別警戒区域内の危険住宅の除却を推進します。

(3) 福祉

○関係機関との連携強化【保健福祉部、子どもあんしん部】

- ・災害時、健康福祉の中核としての機能が果たせるよう、福祉施設の維持修繕を推進します。
- ・朝霞地区四市、朝霞地区医師会及び朝霞地区歯科医師会などとの連携協力を強化します。

○要配慮者及び避難行動要支援者への対策【保健福祉部、市民環境部】

- ・自治会や民生委員等、地域支援者の理解・協力を得ながら、要配慮者の支援体制の構築を進めます。

○感染症予防対策【保健福祉部】

- ・健康管理指導などの保健衛生体制整備等による疾病・感染症の発生予防対策の充実、仮設トイレの整備及び適切な使用方法の普及・啓発、医療救護体制の充実化等による、疾病・感染症等の重症化・拡大防止の取組推進を図ります。

(4) 交通

○計画的な道路整備の推進【建設部】

- ・道路整備実施計画などに基づきつつ、状況に応じて柔軟に整備を進めていきます。
- ・災害に備え、平常時から計画的かつ効率的な道路補修など適切な道路や水路の維持管理を行っていきます。

○緊急輸送体制の整備【建設部】

- ・救援・支援活動や物資輸送活動等の緊急輸送を円滑に行うために、国、県と連携し緊急輸送道路の強化を推進します。
- ・国土交通省が進めている東京外かく環状道路の関越自動車道から東名高速道路間の整備に伴い、和光北インターチェンジ周辺での防災機能の活性化を進めていきます。
- ・一般国道 254 号和光バイパスの整備進捗にあわせて、市内の都市計画道路や主要幹線の優先整備箇所の検討を行う調査など見直しを進めていきます。

○利便性の高い地域公共交通網の形成【建設部】

- ・民間交通事業者や地域住民等で構成される地域公共交通会議を通じて、総合的な公共交通体系の改善を図り、平常時から連携強化を推進します。
- ・次世代モビリティや MaaS を含めた新しい移動技術の活用を検討します。
- ・シェアサイクルなど、民間と連携した災害時に対応できる交通システムの充実を進めます。

(5) 農業

○平常時からの都市農業の推進と担い手の育成【市民環境部】

- ・認定農業者などの担い手を育成及び確保していきます。また、併せて和光産農産物の販売力を強化するため、農産物の付加価値の創造や多様な販路の確保を進めます。
- ・耕作放棄地を防ぐため、農地利用の最適化や多面的機能の発揮について検討しま

す。

- ・新倉パーキングエリアのサービスエリア化構想の推進により、都市農業の振興や地域産業の振興と共に防災・避難機能の充実を図ります。

(6) ライフライン

- ライフラインの災害対応力強化と早期復旧【危機管理室、建設部、上下水道部】
 - ・発災時におけるライフライン機能の維持・確保や早期復旧を図るため、電気、ガス、上下水道、通信などのライフライン関係機関と連携しながら、緊急時に備えた訓練の実施など、災害対応力の強化を図ります。
 - ・燃料供給ルートを確実に確保するため、輸送基盤の地震、水害、土砂災害対策等を進めます。また、発災後の速やかな道路啓開に向けて、関係機関の連携等により装備資機材の充実、情報共有など必要な体制整備を図ります。
- 市街地等で発生する下水等の適切な処理と施設の災害対応力の強化【上下水道部】
 - ・災害時においても可能な限り下水道を安定して使用供給ができる、災害に強い管網の整備を継続して推進します。
 - ・災害時においても施設の機能を確実に発揮させるため、定期的な調査及びメンテナンスを実施し、施設を良好な状態に保ちます。
 - ・大量降雨による浸水を防止するため、雨水排水施設の更なる整備を進めます。
 - ・雨水管整備に合わせて、道路排水を取り込む道路集水桝の設置等について、道路管理者と連携を図ります。
- 安全な水の早期供給再開【上下水道部】
 - ・浄水場や取水施設の計画的な改良・改修及び耐震管路への更新を行います。
 - ・取水井戸の維持管理を定期的に行い、自己水源の確保に努めます。

(7) 教育

- 学校の防災教育と災害対応力の向上【教育委員会】
 - ・学校における防災教育や訓練について、国や県、市の防災部門等の関係機関と協力して進めていきます。
 - ・既存学校施設及び設備の老朽化や快適な環境設備に対応した改築工事や長寿命化改修工事を計画的に進めます。
 - ・教育環境の整備を図るため、老朽化したトイレの改修、空調設備が未整備の特別教室や体育館への対策に努めます。
 - ・社会教育施設及び社会体育施設について、耐震化を進めます。特に、市の防災拠点となる施設の耐震化を促進します。また、天井など非構造部材の落下防止対策や、老朽化対策等も進めます。

(8) 環境

- 災害廃棄物の適正な処理【市民環境部】
 - ・短期間に発生する災害廃棄物を適切に処理するための行動内容を整理します。
 - ・老朽化が進んでいる清掃センターを整備するため締結された「朝霞市・和光市ご

み広域処理に関する基本合意書」に基づき、朝霞市との共同で、環境負担の低減に配慮した共同処理施設を循環型社会形成推進交付金を活用して整備し、災害発生時も効率的かつ安定的なごみ処理体制を構築していきます。

(9) 土地利用

○発災前からの都市の復興への備え【建設部】

- ・復興まちづくりの事前準備の観点から土地利用を形成していきます。

(10) リスクコミュニケーション

○自助と共助による地域単位の防災力の向上【危機管理室】

- ・地域ごとの特性や災害の種類を考慮した防災訓練を行うとともに、各地域における自主的な防災体制の充実を図ります。

○地域防災力の強化【危機管理室、市民環境部】

- ・災害時における地域の助け合いや住民協力による災害対応、被災者の精神的な安定に繋がる地域コミュニティの役割の向上のため、平常時から関係づくりを支援します。
- ・国や県と連携し、地域住民や自主防災組織等に対し、洪水の浸水想定区域、土砂災害警戒区域など、地域の危険箇所についての理解を進めるとともに、和光市版マイ・タイムラインを和光市ホームページや和光市防災ガイド&ハザードマップなどで市民に提供し、平常時から自宅周辺の災害リスクの確認や災害時に避難するタイミングの確認を支援します。
- ・ハザードマップの作成・公表により、平常時からハザードマップの理解を深め、地域の防災意識の啓発を行います。

○避難所の公衆衛生と生活の質の確保【危機管理室、市民環境部】

- ・平常時からの体制整備、訓練や研修の実施、災害発生時の役割分担や受援体制に関する整備等を進めます。
- ・平常時から飼い主に災害時のペット同行避難等、飼育動物に係る災害時の備えについて啓発を行います。
- ・被災時に車中泊避難が発生することを前提とした避難者対応等を検討します。
- ・避難所の環境改善の一環として、災害用トイレの充実、簡易ベッド等の準備について検討します。

○災害時における外国人の安全確保【総務部】

- ・外国人住民向けに、行政情報や生活情報などについて、多言語ややさしい日本語などによる分かりやすい情報提供に努めます。
- ・外国人旅行者に、災害時に速やかに防災情報が提供できるよう、国の示す災害時におけるガイドラインの周知や災害情報を提供するアプリケーションの利用の促進など、情報発信の取組を進めます。

第6章 地域強靱化の推進に向けて

1 地域強靱化に向けた推進体制の確保

本地域計画に関する具体的な取組については、第4章・第5章及び市防災計画等の当該取組が位置付けられた計画に基づき、計画的に推進します。また、計画の推進期間は、令和4年度から令和8年度の5年間とし、施策の進捗状況等により、必要に応じて見直すこととなります。

(1) 市民の役割

災害時に自分の命や財産は自ら守り、住んでいる地域は近隣住民みんなで守るという自助・共助の意識を高めるため、平常時から地域住民のつながりづくりや防災訓練を実施し、みんなをつなぐ助け合いの体制づくりを進めます。

(2) 民間企業の役割

個々の施策の実施主体は、市だけでなく国や県、民間事業者・団体など多岐にわたることから、各実施主体との情報共有や各主体間の連携を強化していきます。

また、市民生活や経済活動の基盤となるライフラインを担う企業において、大規模自然災害による影響を受けないよう施設の耐震化等により備えるとともに、被災した場合もできるだけ早期に回復できるようにすることを期待します。

(3) 行政機関の役割

限られた資源、財源の中で効率的・効果的に和光市の強靱化を進めるため、計画的に取り組み、発災後の対応がスムーズに行えるよう基盤と体制を整えます。

また、平常時から防災意識を高め、市民、民間企業等の各主体が強靱化に積極的に取り組めるよう環境整備や情報提供等を進めていきます。